

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の人材紹介サービスにより就職した方が入社後6ヶ月以内に本人の都合による退職又は就職した会社規程に基づく懲戒解雇に該当する事項により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：人事コンサルティング料の80%
- (2) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：人事コンサルティング料の50%
- (3) 入社後6ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：人事コンサルティング料の20%

※ 返戻金制度は人事コンサルティング基本契約書、覚書により別に定めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号： 13-ユ-308213

事業所の名称： 株式会社サポートエージェンシー